

-----  
「利益誘導型」出会い系サイトに注意！  
-----

出会い系サイトのトラブルは、消費者自らが出会い系サイトを検索して登録をした場合に起こるとは限りません。

「高収入が得られる」等の広告につられて懸賞サイトやアルバイト情報サイトに登録した後、いつのまにか出会い系サイトからメールが来るようになったというケースが増加しています。

登録は無料、無料ポイントがついているなど、入り口は無料ですが、話が盛り上がってきた段階で有料ポイントを購入しないと相手方と連絡が取れなくなると言われ、高額な費用を支払ってしまうというものです。

「メール交換にかかる費用は私が負担する」「あなたに高額な資金援助をする」という相手方の言葉を信じて、たくさんのメールをやりとりしたものの、メールの相手方からは送金されないという相談も数多く寄せられています。

1つのサイトからメールが届くと、以後、登録した覚えのない複数のサイトから次々にメールが来るようになるケースも見られます。

出会い系サイトは、メール交換等のサービスを利用する度に費用が発生する仕組み（都度課金）になっており、サイト業者はさまざまな方法で消費者に多くのメール交換をさせることで、高額な利用料を得るしくみとなっています。

メールの相手は、悪質なサイト運営業者の「サクラ」だと思われそうですが、立証はたいへん困難です。

トラブルかなと思ったら、まずは可能なかぎり届いたメールは保存するか、印刷しておきましょう。また、レシート等の支払いの記録も残しておく必要があります。

そして、できるだけ早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

-----  
**【消費者庁の情報】**

食品中の放射性物質の新しい基準値」のチラシについて

[http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/120315\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/120315_1.pdf)

・「あなたのお子さんは安全？」の充実について

[http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/20120322\\_press.pdf](http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/20120322_press.pdf)

**【国民生活センター情報】**

中央省庁や公的機関作成の消費者教育用教材 更新

<http://www.kokusen.go.jp/c-edu/index.html>

消費者問題の判例集

<http://www.kokusen.go.jp/hanrei/index.html>

-----  
【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

相談電話：097-536-5000

=====  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail:a13040@pref.oita.lg.jp  
=====